

## 7.金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に対する当社の取組方針・状況

当社の掲げる「お客さま第一の業務運営」において、金融庁の掲げる「顧客本位の業務運営に関する原則」を、「一部実施」「非該当」としている項目がありますので、以下の通りご説明させていただきます。

### 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」に対する当社取組方針・状況の一部実施・非該当一覧表

原則		一部実施・非該当	一部実施・非該当の理由
原則3	<p>金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たっては、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払いを受ける場合。</li> <li>・販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合。(※1)</li> <li>・同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合。(※2)</li> </ul>	一部実施	<p>(※1) 当社では、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨することがないので、該当箇所は対象となりません。</p> <p>(※2) 当社では、同一主体又はグループ内に運用部門が無く、運用部門が、資産の運用先に営業部門が取引関係を有する企業を選ぶことがないため、該当箇所は対象としません。</p>
原則4	<p>【手数料の明確化】</p> <p>金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。</p>	非該当	当社では、手数料開示義務のある保険商品の取扱いが無いため、該当箇所は対象となりません。
原則6	<p>(注1)</p> <p>金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと。</li> <li>・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取扱う金融商品・サービスについて各業法の枠を超えて横断的に類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行うこと。(※3)</li> <li>・金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと。</li> </ul>	一部実施	(※3) 当社では、保険商品以外の金融商品を取り扱っていないため、該当箇所は対象とはなりません。
	<p>(注3)</p> <p>金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成にあたり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるように留意すべきである。</p>	非該当	当社は、金融商品の組成に携わる金融事業者ではないため、該当箇所は対象とはなりません。